

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成25年9月11日(水) 午前10時00分から12時00分
場 所	さいたま共済会館 502会議室
出席者数	12名
出席委員	明石委員、関根(正昌)委員、東谷委員、吉川委員、和田委員、伊藤委員、 長田委員、川島委員、関根(由美子)委員、橋本委員、志賀委員、 久本委員
欠席委員	作田委員
諮問事項 その他	1 新委員あいさつ等 2 議事 ア 平成25年度埼玉県推奨図書の諮問について イ 青少年の健全な育成・支援に関する調査・検討事項について ウ その他

1 開 会

2 青少年課長あいさつ

大浜課長

3 新委員あいさつ

関根正昌委員

4 議事録署名委員の指名

吉川委員、和田委員

5 議 事

- (1) 議事ア 平成25年度埼玉県推奨図書の諮問について
事務局及び優良図書選定委員会の吉井会長から、資料1に基づき説明をし、
図書を閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

申出受付機関をみると、一般県民と日本児童図書出版協会加盟社等とあるが、
合計で201件の推薦があった中で、一般県民の申し出は何冊あったのか。

(事務局)

一般県民からは101冊の推薦を頂いた。

(明石会長)

推奨図書として決定されると、どのような場所に配置されるのか。市立図書館
や学校図書館なのか。あるいはコンビニに推奨の札を置くのかや書店の方の
取り扱いなど、推奨されると扱いはどういうものになるのか。

(事務局)

今後の予定としては、埼玉県推奨図書のチラシを50万部作製して、全ての
小、中、高等学校の子供たちに配布する。また、読書週間が10月の終わりに
あり、それに合わせて書店には「推奨図書」という本の帯の協力をしていただ
く予定である。また、彩の国だより10月号に推奨図書の決定の旨の記事を掲
載していく。その他ホームページ、学校、書店と様々なところへの啓発活動
を行い、周知を図っていく。

(明石会長)

推奨図書の30冊のうち、小学校は低、中、高学年合わせて15冊となっ
ているが、この15冊を県内小学校の学校図書館に、こちらから寄贈するといっ

たことは難しいのか。

推奨した後は、各家庭で買い与えるのか、あるいは図書館に行けば全部30冊揃っているということになるのか。チラシ50万部を送って「読みましょう」というのは良いが、せっかく推奨したのであるから、読ませるための財政的な裏付けというのはどうなっているのか。

(吉井会長)

私は小学校の校長であるが、小学校では、図書の購入予算で推奨図書を購入している。購入予算が限られているため沢山の冊数は買えないが、私の学校では推奨図書は1冊ずつは購入して図書室に揃えている。

(事務局)

青少年課として購入して各学校や図書館に提供する予算は残念ながらない。各図書館や各学校に購入をお願いする形になる。あとは、各児童・生徒に「推奨図書というものがあるので読んでください、買ってみてください」というお願いをするのが現状である。

(明石会長)

今年30冊を推奨するとして、来年1年間で、この推奨図書30冊の本がどれだけ青少年の手に取られたのかについてのデータが欲しい。

101冊を提案した一般県民の方の中には、小中高校生がいるのか、お父さん、お母さんやおじいちゃんになのか。あるいは中学校時代に読んで良かったと思って推薦しているのかなど、提案した方がどういった理由で推薦しているのかはわからない。

そうした中で、推奨した本が、本当に青少年の気持ちがわかっていたのかどうかということがひとつ知りたい。また、大人の発想で「こういう本が良い」と勧めることも大事だということもある。

そのためにアウトプットとして、小中高校生がこれらの本をどれだけ読んだかということが欲しい。市立図書館とか学校図書館の中でデータを取るとわかるはず。それによって、この推奨図書30冊に、どれだけインパクトがあるのかというのがわかる。

そのようなデータを今まで取っているのか。

(事務局)

販売冊数のデータは把握しており、平成24年度の推奨図書29冊については、販売データによると1種類当たりの平均90冊という数字が出ている。これが多いか少ないかは判断しにくいですが、そういった形での把握はしている。ただ、子供たちにどれくらい読まれているかという点については調査を工夫する余地がある。

(明石会長)

どれだけ販売できたかという数字と、どれだけ子供たちが手にとって読んだかという数字の二つのデータがあると非常に良い。

(事務局)

子供たちが読んだ数字は、販売の数字よりも多いはずではある。

(川島委員)

書店としては、各書店に最低1セットは入っている。大きい書店では何セットか入っていると思う。

学校については図書予算があるが、5月・6月の図書選定の期間に、大体の予算を使ってしまう学校が多い。できれば、学校図書の予算から推奨図書の予算の分を残しておいてください、という通知があると推奨図書を買う予算も残せると思う。

(明石会長)

今の話だと、この推奨の答申を出すのを9月ではなく3月頃に出すのが良いのではないか。そうすると5月の図書選定委員会で「こんな良いものがあるのか」となるのではないか。時期を変えて2月・3月に答申を出して、その後チラシを配布すれば、学校の中でも「こういう良い本があるのか。」となる。

せっかくの推奨であり、良い本を子供たちに是非読んでもらいたい、そういう工夫をこの審議会で作れないものか。

(事務局)

昨年から、どうやったら読んでもらえるのかというのが一番大事であるという話を、事務局の中でも話をしてきた。しかし、なかなか良い案が出ない。

夏休みの課題図書に推奨図書を入れて欲しいという働きかけをしてみたが、それはそれで独自の選定方法があり、難しいということだった。いろいろ策は講じてはいるのだが、今頂いた話も含めて、どうやったら読んでもらえるのかについての対策は講じていく。

(吉川委員)

各学校での購入が予算的には難しいのだとしたら、例えば各市で図書パッケージのようなものとして、月単位で回すというのは出来ないのだろうか。例えば6月はこの学校、次の期間は別のところというように。調整すれば出来ると思う。25年度の推奨図書が26年度に回ってきたとしても悪くはない。

本当に読んでもらいたいと思うのであれば、クラスの図書コーナーにあるとか、子供たちがすぐに手に取れるというのが大事だと思う。全員が読めないとしても、図書パッケージとして巡回すれば、予算的にも非常に良いのではない

かと思う。

(明石会長)

非常に良い案だと思う。よく車の移動図書館があるが、推奨図書は移動図書館号などといった形など、ぜひ検討していただけると良い。

伊藤委員にお尋ねするが、コンビニに雑誌を置いているが、推奨図書をコンビニで扱うというのはどうか。埼玉県だけでも考えてみるというのはどうか。

(伊藤委員)

今話を聞くと、コンビニに来る客層とは若干異なっているように感じる。また、コンビニの平均単価を考えると、価格的にも難しいところがある。ただ何らかの方法がないか、我々も検討してみたいと思う。

(明石会長)

有害図書というとなすぐにコンビニが挙がってしまう。コンビニには推奨図書もありますよという形になると利用者も助かると思う。

(志賀委員)

中学生、高校生になると自分で本を選んで買う。幼稚園、小学生だと親の意識の問題で、親にいかにか知識があるかということで大きく変わってくる。まず保護者に図書の良さを知ってもらう機会を提供することを考えた方がよい。

幼児はまず親が手に取った本を読んで興味を持つようになり、小学校に入ってから物語にも興味を持つようになる。やはり保護者が子供の発達段階にあった本を選ぶことが大切である。

学校や幼稚園でチラシなどが配られるが、興味のない保護者は全然見ないということになる。保護者にこういう本はいいですよ、という情報の提供をする機会があるとよい。今は、良い本を知っていれば、いろいろなところから取り寄せることもできる。

(明石会長)

貴重な意見である。幼稚園と保育所にも、ぜひチラシを流していただけると、幼稚園の先生方がお母さんたちと情報を共有できるはずである。

(和田委員)

一般県民からの図書の推薦について、個人と団体の内訳はどうなっているか。県民といっても団体もあるし、個人といってもいろいろな背景もある。そういったことは、選定委員会で把握しているか。

また、「さがしています」という広島原爆の写真集があるが、これを選んだ認定基準の理由を知りたい。

詳細は確認していないが、この写真集の中で、アメリカ兵も日本人も原爆の被害者になったんだということを意味する内容があるが、アメリカ兵が収監されていたという歴史があるのか、私はわからないので、事実にもとづいているものなのか。

(事務局)

一般県民からは101件の推薦があり、残りは出版社からの推薦となっている。申請書に団体名を書いている人もいるが、申請の形式上、一般県民の推薦が団体なのか個人なのかを見分けるのは難しい。

団体として書いている人は、図書館とか図書館協議会が多い。その他としては出版社から推薦されている。

(吉井会長)

選定委員会での話し合いの中で、「さがしています」の選定基準については、資料1-3の(1)の「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの、(9)の健全育成に特に役立つものという視点で今回は選定させていただいている。

広島でそうしたアメリカの歴史的な史実があったかどうかについては、選定委員会では確認していない。

(和田委員)

それが事実と違ったら大変なことなので、現実に広島にアメリカ兵が収監されていたのかどうか。私もわからないので、事実ならば構わないが、大事なことなので、そのことは確認してほしい。

(事務局)

事実関係については、事務局であらためて確認させていただく。

(東谷委員)

推奨図書は、各学校に少なくとも一冊ずつは置かれているのか。

(吉井会長)

先ほど川島委員から話もあったが、それぞれの学校の図書予算は、夏を基準にして執行してしまうところが多い。私の地域の学校では、推奨図書の予算は残すようお願いしているが、図書の購入はそれぞれの学校の判断に委ねられているため、全ての学校に推奨図書が必ず一冊あるとは限らない。

(東谷委員)

図書館はどうか。

(事務局)

図書館も同じである。我々は推奨図書の情報提供を行うが、最終的に購入するかどうかは市町村や図書館の判断に委ねられている。

(東谷委員)

推奨図書の目的としては、推奨した本を自分で買ってほしいというのが、一番の目的になるのか。

(事務局)

推奨図書の一番の目的は、なるべく多くの方に読んでもらうことである。その手段として個人で買うか、あるいは図書館で購入して手にとってもらおうかとなる。全ての図書館と学校にあると良いのだが、残念ながら財政の制約もあるため、お願いという形になる。

(東谷委員)

本は一冊1000円以上するので、個人ではなかなか買い切れない。多くの人が手に取るためには、学校や図書館とかにないと、推薦したままになってしまっているという気がする。むしろ第一義的に買ってもらうというよりは、どうやったら手に取りやすいかについて考えることが、大事であるという気がする。

(事務局)

学校では、課題図書というのがあり、夏休み前に買ったかどうかというお知らせが来る。この推奨図書は時期的に12月頃であり、時期を生かして、クリスマスのプレゼントやお年玉の使い道という意味合いも含めて、学校では子供たちにチラシを配布しているという面もある。

(明石会長)

これまでのことを含め、多くの埼玉県民の方に推奨図書を手に取ってもらえるような仕組みづくりを是非進めていただきたい。答申についてもクリスマス等を念頭に置くのか、4月5月に行われる学校の図書選定委員会に間に合うように時期を変えたほうがよいのかについても検討すべきかもしれない。

やはり、公として保障しないと、個人に任せると、所得格差もあり、ますます本を読む層と読まない層と分かれてしまうという心配がある。なるべく公の施設に買ってもらえるような仕組み作りを検討していただきたいと思う。

(橋本委員)

こういった推奨図書をどうやって活用していくかということだと思う。例えば学校には図書室がある。予算の面では難しいことがあるのかもしれないが、どうやって図書室を中心に広めていくのか。例えばボランティアの読み聞かせなどの活用方針が出されていくと普及に繋がる。勧める側の方針があると、活用が進むと思う。

パンフレットも図書リストだけでなく、簡単な内容と推薦理由が書かれたものがよいのではないか。勧めてくれる方のメッセージは心に響く。子供や保護者にこの本をどう読んで欲しいのか、勧める側の願いみたいなモノも織り込みながら伝えていただけるとよい。また実際に読んだ子供の感想文も合わせて送るのも良いと思う。子供はお互いの感想文で本を選んだりすることがある。このような活用もあると思う。

(明石会長)

貴重な意見をいただきました。最近では書店大賞といった店員が本を推薦するものがある。同じように、千葉市では、学校に入った新刊本の帯に学校図書支援員が一言を添えるという活動がある。その結果、全国の子供たちの読書の冊数は一カ月平均9冊なのに対して、千葉市の子供たちは19冊も本を読む。

せっかく良い30冊なのだから、多くの子供たちに読んでいただく工夫を考えてもらいたい。

(関根由美子委員)

チラシは活字だけで「推奨します」ではなく、配布するときは、先生方にも保護者会などでぜひ一言添えていただけると良い。普通のチラシにしても見られない。チラシの作り方に関しても工夫して欲しい。

(明石会長)

今回諮問を受けた図書については、すべてを推奨すべきものとして知事に答申することとしてよいか。ただし、和田委員の質問事項について事実を確認したうえで問題なければ答申することとします。

(和田委員)

それで結構です。

(委員)

異議なし。

【後日、事務局により、当該事項が事実であることを確認し、各委員に連絡し了承を得た】

- (2) 議事イ 青少年の健全な育成・支援に関する調査・検討事項について
(体験活動の現状と活動促進のための方策等の検討)
事務局から資料2に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

対象は小学生の高学年とその保護者と中学生のみで、高校生は含まれないということが良いのか。

(事務局)

高校生については本人に対してのアンケートが難しい。まずは小学校高学年と中学生を対象に行う。

(明石会長)

調査方法だが、人口比によって東西南北と秩父地方の合わせて5つのエリアがある。5つのエリア別の集計が出るとよい。それぞれで比較すると埼玉県内の傾向が出ると思う。

(事務局)

人口比で考えると秩父地域の調査数が少なくなるため、それだけを単独で見ると難しいものがあるかもしれない。それらを考慮しながら、地域ごとに集計を行っていく。

(明石会長)

調査には、全国版の調査もあるし県版の調査もある。埼玉県の中を細分化して特徴を出すなど、調査の特徴を出すことも必要である。この調査がどんな意味を持つかということをはっきりさせると、データ分析がしやすいと思う。

この調査の目的は、学校行事以外の体験活動という趣旨であるが、それは大事なことである。今の子供たちは学校での体験も少ないし、まして地域の体験はほとんどないという状況がある。これには青少年団体に元気がないということもある。そうした現状を踏まえて基礎データを取っておくことは非常に大事であると思う。

(吉川委員)

体験活動参加者募集をどうやって知りましたかという項目で、「先生から勧められた」というものがない。「配布された」と「先生から勧められた」のでは意味が変わってくるので、項目として追加してほしい。

(明石会長)

この調査を行った後の活用方法としてはどのように考えているのか。どのように発表を行い、どのように施策に活用していくのか。

例えば、基本調査の継続性まで考えて、それを踏まえて、次にどう活用するのかということを考えるであるとか、そういったことがないと、せっかくの調査がもったいない。

これから学校週5日制から土曜日も授業を行うことになると、ますます学校以外の体験活動が乏しくなる。こういう調査の現状を踏まえて、学校週5日制に対する埼玉県のスタンスを決めるなどといった、そういった活用方法をよく考えて欲しい。

(事務局)

埼玉県として、より多くの子供たちに体験活動を経験してもらうためには、どのような手段を講じていくのがよいかを考える基礎として、この調査がある。

資料2-1の3に検討事項として挙げているが、子供たちの体験活動の実態や、参加できない要因などのデータを踏まえたうえで、子供たちがより参加しやすくするためにはどういった手立てを講じたら良いのか。どういう体験活動が子供たちには良いのか、こういう部分が不足しているのではないかなどを、考えていきたい。

事務方でも、データの的に揃えて考えてはいくが、委員の皆様から意見をもらい、我々では気がつかないことを御示唆いただいて、今後の施策などが見つけ出せたら良い。できれば、予算にも反映できれば良いと考えている。

(2) 議事ウ その他(埼玉県いじめ問題対策会議について)

事務局から資料3に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(明石会長)

ネットにおけるいじめ、学校裏サイトも含めて、それを捕捉する機関を用意しないとイケない。

長野県では6年前に2名のスタッフを用意した。一人は専門の業者ともう一人は高等学校の専門家の教師。それに事務方が付いている。また、千葉県では2年前に青少年課が担当して、ネット、学校裏サイトなどを追い、それを赤信号と黄色い信号と色分けして学校に伝えるという仕組みを作った。

最近の事案をみると学校外における中高生のネットにおけるいじめが問題になっている。こうした問題は、法律の如何を問わず事務方の方で対応を考えた方がよい。

(事務局)

埼玉県の状況としては、教育委員会では、有害なサイトを見つけて削除を依

頼するネットパトロールを行う職員が2人体制で行っているという取組が一つある。

加えて、資料にもある通り、昨年、いじめ問題対策会議を設けて全庁的にいじめ問題に取り組んでいる。その中でネット関係のいじめについても、県として何ができるのかということとなり、ネットパトロールのボランティアを昨年度から始めている。現在、県で行っているネットアドバイザーの方や、青少年関係のボランティアの方、また県庁の職員にも声をかけて行っている。

ただし、今、ネットの問題は我々の入っていけない場所で起こっており、厳しい状況だと認識している。

(明石会長)

以上で本日の議事は全て終了ですが、全体を通して意見等がありますか。

(久本委員)

アンケートを作成するときに、他の都道府県などを参考にするとは思いますが、参考にしつつも、埼玉県は県独自のものになるように内容についてよく精査して欲しい。

私もいろんな調査を行ったが、アンケートの内容に時間をかけて作成することによって、かなり正確な意見を収集できると思う。

また、いじめの問題については、今までのいじめと質が変わってきている。いじめの問題は日本だけではなく、ロシアでも非常に問題となっている。特に子供たちの携帯が非常に大きな問題になっている。

いじめの問題については、今までの夜回り先生のような物理的なものから、ネットなど目に見えにくくなっており、ある意味陰湿なものになっている。その対応としても、今までの従来型の「夜回り」的なものから「ネットパトロール」的なものに移行しつつあるのではないかと思う。

(長田委員)

いじめの問題については、PTAとしても、昨年度から県の教育委員会や青少年課と取り組んでいるところである。昨年もお話したが、違和感があるのは、生徒が一人亡くなっていることに対して、それがいじめだったのかどうかが一番初めに論じられる事である。県の教育委員会とも話しているが、それがいじめであったのかどうかではなく、子供が自殺をするということがあってはならないということを前提に取り組んでいかななくてはならない。子供の自殺をゼロにするために、教育局とPTAが協力して取り組んでいかなければならない。昨年の「いじめ撲滅宣言」の際にも「命の大切さ」ということをPTAとして入れて欲しいと意見して、入れていただいた。

また、携帯については、中学生にスマホが爆発的に普及している。スマホを持つということがステータスになっている。

日本PTAとしても、今までの携帯電話については、必要のない物として子供たちに持たせないようにしようという認識でいた。しかし、今は、子供たちが携帯電話を持つことを前提に、それをどうコントロールするのかということ、活動としてに切り替えていくことにしている。

そこで一番問題なのは、子供のほうが保護者よりも知識を持っていることである。最終的に、保護者は「自分の子供は大丈夫」と勝手に自分をなぐさめているような状況になってしまっている。

まずは、大人がしっかりとネットの勉強会などを行って、大人が子供に追いつかないと子供は守れない。そういう認識で今年度、PTAでも取り組んでいる。

(関根正昌委員)

推奨図書については、手に取ってもらうまでの広報活動を工夫して行うべきである。可能かどうかはわからないが、県の主催事業の時にブースを設けるとか大宮駅で広報するとか。せつかく良い本を選んでも、タイトルと内容だけでは伝わりにくい。ホームページで呼びかける際にも、表紙の写真は必須である。そのような工夫が必要だと思う。